

令和3年度
ものづくりシステムカイゼン促進支援補助金
公募要領

【公募期間】

令和3年4月1日（木）～令和3年5月31日（月）17時

【お問い合わせ先】

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課

TEL：073-441-2760

※予算上限に達した場合、追加公募は実施しません。

1. 事業目的

和歌山県は、県内ものづくり中小企業者の生産現場の効率化や経営管理体制の強化を図るため、県内ものづくり中小企業者が行う生産性向上を目的としたシステム導入に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 補助事業者

本補助金の交付の対象者（以下、「補助事業者」という。）は、次の（１）から（４）のいずれも満たす者であることが必要です。

（１）中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第２条第１項に規定する中小企業者であり、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

①発行済株式の総数または出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業者以外の者で事業を営むものをいう。以下同じ）が所有しているもの。

②発行済株式の総数または出資価額の総額の３分の２以上を大企業が所有しているもの。

③大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めているもの。

（２）日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる大分類 E—製造業に属する産業を営む者であること。

（３）和歌山県内に本社機能を有する者であること。

（４）上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が判断する者に該当しない者であること。

3. 補助事業

本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う生産現場の効率化や経営管理体制の強化を目的としたシステムを導入する事業であり、次の

（１）から（６）のいずれも満たすものであること。

（１）補助事業実施の前後を比較して、補助事業者が営む事業全体の労働生産性の向上が見込まれること。

（２）補助対象経費の総額が 100 万円以上であること。

（３）和歌山県内の事業所で導入するシステムであること。

（４）この補助金の交付決定の日から知事が別に定める事業実施期間内に、発注、納入、検収、支払等の全ての事業の手続が完了する事業であること。

（５）国の補助金及び県による他の補助金を充当しないものであること。

（６）独立行政法人中小企業基盤整備機構より採択され、当機構および経済産業省監督のもと一般社団法人サービスデザイン推進協議会が事務局業務を実施する、令和元年度補正予算「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金」の対象外となる事業であること。

4. 補助事業期間

本補助事業期間は、交付決定日から最長で令和4年2月28日までです。

5. 補助対象経費

本補助事業実施のために必要となる経費は、次の（１）から（４）のいずれも満たすものを対象とします。

- （１）使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- （２）交付決定日以降の契約・発注により生じた経費
- （３）証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
- （４）次に掲げる経費

システムの購入、構築、借用その他の導入に要する経費及びシステムと同時に導入する必要のある機器又は備品の購入に要する経費。

具体的には、次に掲げる種類の経費とする。

①ソフトウェア、システム導入費

- ・ソフトウェア、システム等の購入、構築、借用等に要する経費
- ・ソフトウェア、システム等と同時に導入する必要のある機器、備品等の購入に要する経費

例) 基幹業務支援システム、製造実行システム、生産管理システム、工程管理スケジューラ、自動化システム等各種システムの導入

サーバー設置や開発機、本番機調達等のハードウェアの導入

ソフトウェアライセンス購入

ベンダーによる導入サポートやカスタマイズに要する費用

本格稼働前のテスト、トレーニング等に要する費用

②サービス利用費

- ・サブスクリプションサービスやクラウドサービス等の利用に要する経費

例) サービスの初期導入費用や月額／年額利用料

③外注費

- ・ソフトウェア、システム導入に必要な業務の外注（請負・委託等）に要する経費

例) 既存システムのカスタマイズに要する費用

導入したシステムの保守管理等に要する費用

④専門家利用費

- ・ソフトウェア、システム導入に必要な専門家等の技術指導や助言に要する経費

例) 導入すべきシステム及びベンダー選定に対するコンサルティング

導入後のシステム運用に対するコンサルティング

6. 補助率等

- (1) 補助率 : 補助対象経費の2分の1以内
- (2) 補助上限額 : 500万円
ただし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）と、500万円とを比較して少ない方の額。

7. 申請

(1) 申請期間

令和3年4月1日（木）～令和3年5月31日（月）17時

(2) 申請先

和歌山県 商工観光労働部 企業政策局 企業振興課 吉田

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

Tel : 073-441-2760

e-mail : yoshida_k0042@pref.wakayama.lg.jp

(3) 申請書類

- ①事業計画書（システムの導入による効果の具体的な説明が含まれるもの）
- ②収支予算書（別記第1号様式）
- ③収支予算書に係る補助対象経費の根拠資料（見積書等各経費の積算根拠が確認できる書類）
- ④法人登記事項証明書（法人の場合）
- ⑤定款（又は寄付行為）（法人の場合）
- ⑥役員名簿（別記第2号様式）（法人の場合）
- ⑦個人事業の開業・廃業等届書（個人の場合）
- ⑧直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類
- ⑨法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの）
- ⑩和歌山県税に未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの）

(4) 申請方法

和歌山県への申請書類の提出は、上記申請先あてに電子メールで行ってください。

申請書類が届けば、3日以内に受理した旨の返信を行います。

8MBを超えるファイルは受信容量制限がかかる場合があるので、その際はご連絡いただければ、大容量ファイル送信サービスの返信チケットを発行します。

記載漏れや添付資料不足等の不備があった場合は、不採択となります。

提出された申請書類は返却しません。

8. 審査・採択

採択は、1次審査（書面）及び2次審査（プレゼンテーション）の結果により行います。

1次審査に採択された申請者のみ2次審査を受けられます。

和歌山県内に主たる事業所を有する法人又は個人によるシステムの導入を行う場合、審査において優遇措置を行います。

審査結果（不採択の理由等）に関する問い合わせには応じません。

申請書類作成・送付に要する費用、審査会出席のための交通費等は申請者の自己負担です。

審査後、すべての申請者あてに採択通知又は不採択通知を送付します。

1次審査の主な審査ポイントは次のとおりです。

- ・書類の記載不備、記載漏れ等
- ・「1. 事業目的」「2. 補助事業者」「3. 補助事業」に適合しているか

2次審査の主な審査ポイントは次のとおりです。

- ・自社の現状を分析し、適切な目標設定・的確な課題把握ができているか
- ・導入しようとするシステムが課題を解決するのに適しているか
- ・導入しようとするシステムが十分に労働生産性を向上させられるか
- ・導入しようとするシステムを十分に活用できる体制、スケジュールとなっているか

9. 交付決定

採択通知を受け取った申請者は、補助金等交付申請書を速やかに上記申請先にご提出ください。

なお、必要に応じて、追加書類の提出及び7（3）申請書類の修正・差替を依頼する場合があります。

交付決定以降の手続きは、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）及びものづくり販促ツール作成支援補助金交付要綱で定めているので、熟読の上、事業を進めてください。

10. スケジュール

- (1) 申請：令和3年5月31日（月）17時まで
- (2) 審査：1次審査（書面） 令和3年6月中旬
2次審査（プレゼンテーション） 令和3年6月21日（月）、28日（月）
2次審査はいずれかの日程で実施するため、ご予定のほどお願いいたします。
- (3) 交付決定：令和3年7月上旬
- (4) 事業完了：令和4年2月28日まで

(5) 実績報告：補助事業が完了した日から30日を経過した日、または、令和4年3月1日のいずれか早い日まで

(6) 確定検査：実績報告後速やかに実施
令和4年1月中に中間検査を行う場合があります。

11. その他

(1) 個人情報の管理

申請書類における個人情報については、本事業にのみ使用し、その他の目的に使用することはありません。

(2) 立入検査

本事業の進捗状況確認のため、事務局が検査を行うことがあります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

(3) その他

補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。